

横浜市立大学大学院生命医科学研究科生命医科学専攻
遺伝子組換え実験安全管理規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 56 号
最近改正 令和 4 年 2 月 1 日 規程第 4 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「法律」という。）及びこの法律に関連した省令・告示（以下「省令等」という。）に基づき、横浜市鶴見区末広町 1 丁目 7 番 29 所在の公立大学法人横浜市立大学大学院生命医科学研究科生命医科学専攻の施設内（以下「鶴見キャンパス」という。）における遺伝子組換え生物等の第二種使用等（以下「使用等」という。）に当たって執るべき安全確保・拡散防止措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、法律、省令等に定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、鶴見キャンパスにおいて行われるすべての使用等について適用する。

第 2 章 安全確保のための組織

(生命医科学研究科長)

第 4 条 生命医科学研究科長は（以下「研究科長」という。）、使用等に当たって執るべき安全確保・拡散防止措置等に関する総括する。

(鶴見キャンパス遺伝子組換え実験安全委員会の設置)

第 5 条 使用等の安全かつ適切な実施を図るため、生命医科学研究科に鶴見キャンパス遺伝子組換え実験安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、研究科長が委嘱する次の各号に掲げるものをもって構成する。

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 鶴見キャンパス遺伝子組換え実験安全主任者 | 1 名 |
| (2) 鶴見キャンパスでの遺伝子組換え実験研究者 | 若干名 |
| (3) 前号以外の生命医科学研究科生命医科学専攻の専任教員 | 若干名 |
| (4) 第 2 号以外の生命医科学研究科生命医科学専攻の大学院客員教員 | 1 名 |
| (5) 教育推進課長 | |
| (6) その他研究科長が必要と認める者 | 若干名 |

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じた場合に、後任として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

6 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

7 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、研究科長の諮問に応じ、鶴見キャンパスにおける次の各号に掲げる事項について調査、審議し、研究科長に対して助言又は勧告を行うものとする。

- (1) 使用等に関する学内規程等の制定改廃に関すること
- (2) 鶴見キャンパス遺伝子組換え実験安全主任者の推薦に関すること
- (3) 使用等に係る実験施設、設備の認定に関すること
- (4) 使用等に関する実験計画の法律、省令等及びこの規程に対する適合性に関すること
- (5) 使用等に係る教育訓練に関すること
- (6) 実験従事者の健康管理に関すること
- (7) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関すること
- (8) その他使用等の安全確保に関する必要な事項

2 委員会は、必要に応じ、使用等に係る実験施設を査察し、実験責任者及び安全主任者に対して報告及び説明を求めることができる。

(鶴見キャンパス遺伝子組換え実験安全主任者)

第7条 使用等に当たって執るべき安全確保・拡散防止措置等に関し、研究科長を補佐するため、鶴見キャンパス遺伝子組換え実験安全主任者（以下「安全主任者」という。）を置く。

2 安全主任者は、法律、省令等及びこの規程を熟知し、かつ、生物災害・拡散防止等に関する知識及び技術に習熟した生命医科学専攻の専任教員の中から、委員会の推薦に基づき、研究科長が委嘱する。

3 安全主任者の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 安全主任者は、研究科長を補佐し、委員会と緊密な連絡をとり、次の各号に掲げる任務を遂行した場合には、その結果を委員会に報告するものとする。

- (1) 使用等が法律、省令等及びこの規程に従い適正に行われていることを確認すること
- (2) 次条に定める実験責任者に指導助言を行うこと
- (3) 使用等に係る実験施設、設備の管理及び保全に関すること
- (4) その他使用等に当たって執るべき安全確保・拡散防止措置等に関する必要な事項を実施すること

(実験責任者)

第8条 研究科長は、鶴見キャンパスにおいて遺伝子組換え実験を行おうとするときは、実験従事者のうちから、実験計画ごとに当該実験全体の適切な管理監督に当たる実験責任者を置かなければならぬ。

2 実験責任者は、生命医科学専攻の専任又は客員の教員のうち、法律、省令等及びこの規程を熟知するとともに、生物災害・拡散防止等に関する知識を習得し、及び技術に習熟したものから選任する。

3 実験責任者は、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 遺伝子組換え実験の計画又は計画の変更を研究科長に申請すること
- (2) 法律、省令等及びこの規程を遵守し、安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理監督にあたること
- (3) 実験従事者に対して必要な教育訓練を行うこと
- (4) その他使用等に当たって執るべき安全確保・拡散防止措置等に関する必要な事項を実施すること

- 3 鶴見キャンパスの実験施設、設備を利用して生命医科学専攻の専任又は客員の教員が、他の研究機関等の研究者等と共同実験を行う場合には、生命医科学専攻の専任教員を実験責任者とするものとする。
- 4 実験責任者は、他の研究機関等の研究者等と研究科実験施設、設備を利用して、共同実験を行う場合には、あらかじめ研究科長の承認を受けなければならない。
(実験従事者)

第9条 使用等に携わる者を実験従事者とする。

- 2 実験従事者は、実験計画及び実施に当たっては安全確保・拡散防止措置等について十分に自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ遺伝子組換え実験に係わる標準的な方法及び実験に特有な操作方法並びに関連する技術に精通し、習熟していなければならない。
- 3 実験従事者は、健康に変調を来した場合又は重症若しくは長期にわたる病気につかかった場合には、速やかにその旨を研究科長に報告しなければならない。

第3章 実験計画

(実験計画の申請)

- 第10条 実験責任者は、遺伝子組み換え実験を実施するときは、遺伝子組換実験計画申請書（様式1）により、研究科長に計画を申請しなければならない。
- 2 実験責任者は、前項の申請の内容を変更するときは、遺伝子組換実験計画変更申請書（様式1-2）により、研究科長に計画の変更を申請しなければならない。
 - 3 遺伝子組換え実験を実施する際には、実験室及び実験設備を申請しなければならない。（様式1-3）
 - 4 前2項の申請には、遺伝子組換え実験計画の目的と意義（様式1-4）及び動物個体を用いる実験計画書（様式1-5）又は植物個体を用いる実験計画書（様式1-6）を添付しなければならない。

(審査及び承認)

- 第11条 研究科長は、前条の申請を受理したときは、速やかに委員会に諮り、その可否を決定するものとする。
- 2 委員会は、法律、省令等及びこの規程に対する適合性を基準として実験計画を審査するものとする。
- (実験の実施)

- 第12条 実験責任者は、承認を受けた実験計画を実施するときは、遺伝子組換実験実施申請書（様式2）により、実験計画の実施について研究科長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請には、実験従事者一覧（様式2-2）を添付しなければならない。
 - 3 実験責任者は、実験従事者に変更があったときは、実験従事者変更届（様式2-3）により、研究科長に届け出なければならない。

(実験の終了又は中止)

- 第13条 実験責任者は、承認を受けた実験を終了し又は中止したときは、速やかに、実験終了（中止）報告書（様式3）を研究科長に提出しなければならない。
- 2 実験責任者は、年度を超えて実験を継続するときは、承認を受けた実験期間内にあっても、

年度ごとに実験経過報告書兼継続申請書（様式4）により、研究科長に実験継続を申請し、その承認を受けなければならない。

- 3 前項の申請には、継続して実験に従事する者について実験従事者一覧（継続申請）（様式4-2）を添付しなければならない。

第4章 教育訓練及び健康管理

（教育訓練）

第14条 実験責任者は、実験従事者に対し教育訓練を行うものとする。

（健康管理）

第15条 研究科長は、実験従事者の健康管理について必要な措置を講じるものとする。

第5章 安全確保のための措置等

（施設及び設備の表示）

第16条 実験施設及び設備には、管理区域として所定の標識をつけるものとする。

（施設及び設備の管理）

第17条 安全主任者は、遺伝子組換え生物等を施設、設備内に封じ込め、実験従事者その他の者への伝播及び外界への拡散を防止するため、実験施設及び設備をこの規程の定めるところにより管理し、保全するものとする。

- 2 安全主任者は、実験室に遺伝子組換え実験実施記録（様式5）を備え、実験従事者に対し実験の経過等について記録させるものとする。

- 3 実験従事者以外の者が実験施設内に立ち入る場合には、安全主任者の許可を受けなければならない。ただし、安全主任者が不在の場合には、研究科長の許可を得なければならない。

- 4 安全委員会は毎年1回、法律及び省令等に従い拡散防止措置等の点検を行い、検査結果を拡散防止措置等点検実施記録書（様式6）に記録するものとする。

（遺伝子組換え生物等の保管）

第18条 遺伝子組換え生物等は、所定の貯蔵庫に保管しなければならない。

- 2 遺伝子組換え生物等の保管の責任は実験責任者が負うものとする。

- 3 保管中の遺伝子組換え生物等を貯蔵庫から持ち出すときは、実験責任者の許可を得なければならない。

（遺伝子組換え生物等の運搬）

第19条 遺伝子組換え生物等を含む材料を実験室又は実験区域の外に運搬する場合には、次によらなければならない。

- (1) 遺伝子組換え生物等を含む材料をびん又は缶に入れ、これを内容品が漏出しないように密封したうえ、外部の圧力に耐えられる堅固な箱に納め、箱には万一容器が破損しても完全に漏出物を吸収するよう、綿その他の柔軟なものをつめること

- (2) 包装物の表面の見やすい所に「取扱注意」の朱文字を明記すること

- (3) 実験責任者は、運搬の都度、運搬する遺伝子組換え生物等の名称、数量、運搬先（研究機関名及び実験責任者）を記録し、保存すること

- 2 遺伝子組換え生物等を鶴見キャンパスから搬出し、又は鶴見キャンパスへ搬入する場合は、その都度所定の様式（様式7）によって研究科長に届け出なければならない。

(実験材料の廃棄)

第 20 条 固形廃棄物は、実験室内の廃棄物容器（プラスチック袋入り）に集め、プラスチック袋に密封のうえ高圧滅菌し、施設外に廃棄するものとする。

2 液体廃棄物は、殺菌のうえ放出するものとする。

(実験の安全確認)

第 21 条 安全主任者は必要に応じて細菌検査を行い、所定の記録（様式 6）を作成し、保存しなければならない。

2 検査結果が異常と認められる場合には、安全主任者は、その旨実験責任者、安全委員会及び研究科長に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

(実験記録の保存)

第 22 条 研究科長は、第 11 条第 1 項及び第 2 項に定める報告書等を所定の期間保存するものとする。

(緊急事態発生時の措置)

第 23 条 遺伝子組換え生物等による実験施設内の著しい汚染、実験中に起こる地震又は火災の発生その他緊急事態が生じたときは、直ちに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 緊急事態を認めた者は、生物災害の拡大防止に努めるとともに、実験責任者、安全主任者、研究科長又は安全委員のいずれかに対してその旨を通報すること

(2) 前号の通報を受けた者は、状況を判断し、立入禁止、消毒等の必要に応じた措置をとること

(3) 前号の措置を行った実験従事者は、その状況を、速やかに実験責任者、安全主任者に対して報告すること

(4) 安全主任者は、緊急事態に際し、災害の恐れがある場合には、遅滞なく臨時管理区域を設定し、研究科長に報告すること

2 研究科長は、前項の緊急事態の発生があった場合には、その旨を直ちに、主務大臣等に報告するものとする。

(承認の取消し等)

第 24 条 安全主任者は実験責任者又は実験従事者が法律、省令等又はこの規程に著しく違反したとき、又は違反する恐れがあるときは、研究科長に報告するものとする。

2 研究科長は、前項の報告を受けたときは、委員会の意見を聴取して、実験の制限又は中止を命じ、承認の取消しを行うことができる。

第 6 章 雜則

(法律、省令等の準用等)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、使用等に当たって執るべき安全確保・拡散防止措置等に必要な事項は、法律、省令等の定めるところによるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、研究科長が委員会の意見を聞いて定める。

(施行期日)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(移行措置)

2 総合理学研究科生体超分子システム科学専攻及び国際総合科学研究科生体超分子科学専攻についても、本規程を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(移行措置)

2 国際総合科学研究科生体超分子科学専攻及び生命ナノシステム科学研究科生体超分子システム科学専攻についても、本規程を準用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

様式1

年 月 日

生命医科学研究科長

遺伝子組換え実験計画申請書（機関承認実験）

実験責任者	所属	(内線)	氏名	
実験題目				
実験期間				
第二種使用等の種類 (該当するもの全てをチェックする)		1. <input type="checkbox"/> 微生物使用実験 2. <input type="checkbox"/> 大量培養実験 3. 動物使用実験 (1) <input type="checkbox"/> 動物作成実験 (2) <input type="checkbox"/> 動物接種実験 4. 植物等使用実験 (1) <input type="checkbox"/> 植物作成実験 (2) <input type="checkbox"/> 植物接種実験 (3) <input type="checkbox"/> きのこ作成実験 5. <input type="checkbox"/> 細胞融合実験		
核 酸 供 与 体	供与体生物の種類 (名称とクラス分類)			
核 酸 供 与 体	核酸の調製法及び、その遺伝子としての純度			
核 酸 供 与 体	クローン化されている（しようとする）遺伝子の種類			
宿主ベクター系 (B1、B2に該当する場合、その名称を全て記入)				
遺伝子組換え生物等の特性（病原性、有害物質の產生性、その他特記すべき事項を記入）				
拡散	区分			

防止措置	選択理由	
------	------	--

安全実験委員会所見

委員長

印

安全主任者所見

安全主任者

印

上記遺伝子組換え実験計画申請を承認する。

承認番号 :

年 月 日

生命医科学研究科長

印

様式 1 - 2

年 月 日

生命医科学研究科長

遺伝子組換え実験計画変更申請書（機関承認実験）

実験責任者	所属	(内線)	氏名	
実験題目				
承認番号		当初実験開始年月日	年 月 日	
承認期間		年 月 日 ～ 年 月 日		
第二種使用等の種類 (承認済みの内容ならびに今回の変更内容を含め、該当するもの全てをチェックする)		1. <input type="checkbox"/> 微生物使用実験 2. <input type="checkbox"/> 大量培養実験 3. 動物使用実験 (1) <input type="checkbox"/> 動物作成実験 (2) <input type="checkbox"/> 動物接種実験 4. 植物等使用実験 (1) <input type="checkbox"/> 植物作成実験 (2) <input type="checkbox"/> 植物接種実験 (3) <input type="checkbox"/> きのこ作成実験 5. <input type="checkbox"/> 細胞融合実験		
以下に今回の変更点のみを記載して下さい。				
核	供与体生物の種類 (名称とクラス分類)			
酸	核酸の調製法及び、その遺伝子としての純度			
供	与			
体	クローン化されている（しようとする）遺伝子の種類			
宿主ベクター系 (B1、B2 に該当する場合、その名称を全て記入)				

遺伝子組み換え生物等の特性（病原性、有害物質の產生性、その他特記すべき事項を記入）	
拡散防止措置	区分
	選択理由
備考	

安全実験委員会所見	
委員長 印	
安全主任者所見	
安全主任者 印	
<input type="checkbox"/> 上記遺伝子組換え実験計画の変更を承認する。 承認番号： 年 月 日	
生命医科学研究科長 印	

様式 1 - 3

年 月 日

生命医科学研究科長

遺伝子組換え実験室設置承認申請書

実験責任者	所属	(内線)	氏名	印
実験室名				
実験室の位置及び 概要				
<p>使用予定の組換え生物 等の区分・種類 (該当 箇所をチェックするこ と)。</p> <p><input type="checkbox"/>微生物 <input type="checkbox"/>動物 (※) <input type="checkbox"/>植物 (※)</p> <p>※動物の場合はマウス、魚、ハエ等、植物の場合はコケ、シダ、種子植物、キノコ等、拡散防止措置の異なるものごとにその名称を記載すること。</p>				
<p>実験室で行う実験の物 理的封じ込めレベル (拡散防止措置) (該当箇所をチェックする こと)</p> <p><input type="checkbox"/> P 1 <input type="checkbox"/> P 2 <input type="checkbox"/> P 3 <input type="checkbox"/> P 4 <input type="checkbox"/> P 1 A <input type="checkbox"/> P 2 A <input type="checkbox"/> P 3 A <input type="checkbox"/> 特定飼育区画 <input type="checkbox"/> P 1 P <input type="checkbox"/> P 2 P <input type="checkbox"/> P 3 P <input type="checkbox"/> 特定網室 <input type="checkbox"/> L S C <input type="checkbox"/> L S 1 <input type="checkbox"/> L S 2 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>				
安全を確保するための 設備・拡散防止のため の設備				
実験室に設置する主要 研究設備				

安全主任者：_____ 印

様式 1-4

遺伝子組換え実験計画の目的と意義

所属：

氏名：

(実験題目)

(目的)

(意義)

様式 1－5

動物個体を用いる実験計画書（詳細）

動物種 (注 1)	
譲受け	供与者 (年 月 日 承認者 (注 2))
作 製	導入等段階 卵 胚 胎仔 成体 その他 (注 3) () 異種の DNA 分子、組換え DNA 分子又は遺伝子組換え生物等
	導入方法
飼育場所	

飼育方法（逃亡防止設備、排泄物、飼育水等の消毒又は焼却等）

飼育管理方法

動物個体の子孫の管理方法

実験終了後の処置

(注 1) 系統 (Strain) まで記入すること。系統が明らかでない動物についてはその出所を付記することが望ましい。

(注 2) 供与者の作製実験を承認した学長等

(注 3) 卵母細胞、精子、培養細胞等具体的に記入する。

様式 1 – 6

植物個体を用いる実験計画書（詳細）

植物種（注 1）

譲受け	供与者	(年 月 日 承認者 (注 2))						
作 製	導入等段階	種子	胞子	花粉	培養細胞	組織	器官	個体 (in vitro その他)
	異種の DNA 分子、組換え DNA 分子又は遺伝子組換え生物等							
導入方法								

栽培場所・培養場所

栽培・培養方法（水の処理等）

種子・胞子等の処置

植物個体の子孫の管理方法

同時に利用する微生物・動物

実験終了後の処置（種子等の後代も含む）

（注1）種名（Species）まで記入すること。対応する和名があるときは、それを括弧内に付記することが望ましい。全実験期間中、in vitro で行われる場合には、属名（Genus）を記し、種名は省略してよい。

（注2）供与者の作製実験を承認した学長等

様式2

年 月 日

生命医科学研究科長

遺伝子組換え実験実施申請書

実験責任者	所属	(内線)	氏名	
実験題目				
承認番号				
実験開始年月日				

実験内容

安全主任者所見

安全主任者

印

上記の遺伝子組換え実験の実施を承認する。

年 月 日

生命医科学研究科長

印

様式2-2

実験従事者一覧

	所属	氏名	備考
1	(内線)		
2	(内線)		
3	(内線)		

4	(内線)		
5	(内線)		
6	(内線)		
7	(内線)		
8	(内線)		
9	(内線)		
10	(内線)		
11	(内線)		
12	(内線)		
13	(内線)		
14	(内線)		
15	(内線)		

様式2-3

年 月 日

生命医科学研究科長

実験従事者変更届

実験責任者	所属	(内線)	氏名	
実験題目				

承認番号				
	変更内容	所属	氏名	備考
1	新規従事	(内線)		
2		(内線)		
3		(内線)		
4		(内線)		
5		(内線)		
6		(内線)		
7		(内線)		
8		(内線)		
9		(内線)		
10		(内線)		

安全主任者所見

安全主任者

印

上記の変更届を承認する。

年 月 日

生命医科学研究科長

印

様式3

年 月 日

生命医科学研究科長

遺伝子組換え実験 終了・中止報告書

実験責任者	所属	(内線)	氏名	
-------	----	-------	----	--

実験題目			
承認番号		実験開始年月日	
実験期間			
遺伝子組換え生物等の処理 (注 1)			
遺伝子組換え実験室の処理			
備考 (注 2)			

(注 1) 処理状況を記入する。保存する場合は、遺伝子組換え生物等の数、保存方法、保存場所を記入する。

(注 2) 実験責任者、実験従事者の健康状態（異常の有無）、その他記録すべき事項を記入する。

様式 4

年 月 日

生命医科学研究科長

遺伝子組換え実験経過報告書兼継続申請書

1 遺伝子組換え実験経過報告

実験責任者	所属	(内線)	氏名	
実験題目				
承認番号		当初実験開始年月日		
承認期間				
クローン化した又は使用した遺伝子の種類 (実際に扱ったもの全てについて、由来する核酸供与体の名称及び遺伝子の名称を記載する)				
宿主ベクター系 (B1、 B2 に該当する場合、その名称を全て記入する)				
拡散防止措置	区分			
	遺伝子組換え実験を行った実験室			
	遺伝子組換え生物等の保管場所			
	遺伝子組換え生物等を不活化するために講じた措置			

備考

2 遺伝子組換え実験継続申請

実験の継続を必要とする理由		
継続申請期間		
変更事項	核酸供与体及び 遺伝子の種類	
	宿主ベクター系	
	拡散防止措置 の区分 (変更の場合はそ の理由も記入する)	
備考 (注)		

(注) 変更の場合は、遺伝子組換え生物等の特性を記入する（病原性、有害物質の產生性、その他特記すべき事項等）。

安全主任者所見	
安全主任者 印	
<input type="checkbox"/> 上記の遺伝子組換え実験の継続申請を承認する。	
承認番号： 年 月 日	
生命医科学研究科長 印	

様式 4－2

実験従事者一覧（継続申請）

	所属	氏名	備考
1	(内線)		
2	(内線)		
3	(内線)		
4	(内線)		
5	(内線)		
6	(内線)		
7	(内線)		
8	(内線)		
9	(内線)		
10	(内線)		
11	(内線)		
12	(内線)		
13	(内線)		
14	(内線)		
15	(内線)		

樣式 5

遺伝子組換え実験実施記録

--	--	--	--	--	--

様式 6

拠散防止措置等点検実施記録書

点検実施日時 年月日	検査内容	検査結果
備考		

安全主任者：

印

様式 7

年 月 日

生命医科学研究科長

遺伝子組換え生物等 搬出・搬入申請書（国内）

実験責任者	所属	(内線)	氏名	
宿主ベクター系				
執るべき拡散防止措置				
核 酸 供 与 体	供与体生物の種類 (名称とクラス分類)			
クローン化されている 遺伝子の種類				
搬出・搬入先	機関名 :			
搬出・搬入の相手方	住所 : 所属 : 氏名 : TEL — —			
搬入・搬出の目的				
搬入・搬出予定日	年 月 日			
搬入・搬出の方法と 従事者				
情報提供の方法				
備考				

安全主任者所見

安全主任者

印

上記遺伝子組換え生物等搬出・搬入申請を承認する。

年 月 日

生命医科学研究科長

印

様式 7-2

年 月 日

生命医科学研究科長

遺伝子組換え生物等 搬出・搬入申請書 (国外)

実験責任者	所属	(内線)	氏名	
宿主ベクター系				
執るべき拡散防止措置				
核 酸 供 与 体	供与体生物の種類 (名称とクラス分類)			
クローン化されている 遺伝子の種類				
搬出・搬入先	国名 : 機関名 :			
議定書締約国	はい いいえ (いずれかに○)			
搬出・搬入の相手方	住所 : 所属 : 氏名 : TEL - -			
搬入・搬出の目的				
搬入・搬出予定日	年 月 日			
搬入・搬出の方法と 従事者				
情報提供の方法 ^(注)				
備考				

(注) 締約国に輸出する場合は別途所定の表示が必要

安全主任者所見

安全主任者

印

上記遺伝子組換え生物等搬出・搬入申請を承認する。

年 月 日

生命医科学研究科長

印